



豊 議 第 611 号
平成 28 年 12 月 26 日

親子ネット沖縄
代表 新垣 直 殿

豊見城市議会議長 大城 吉徳



陳情の審議結果及び経過について（通知）

平成 28 年 10 月 14 日付け、貴団体より提出されました下記の陳情につきましては、平成 28 年第 7 回定例会において下記のとおりとなりましたので通知いたします。

記

陳情件名：離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める
意見書について

審議経過：採 択

平成28年第7回豊見城市議会定例会審議結果

	議案番号	《その他議案》件名	経過	結果
1	議案第94号	指定管理者の指定について	即決	可決
2	議案第95号	指定管理者の指定について	即決	可決
3	議案第96号	指定管理者の指定について	即決	可決

	議案番号	《報告》件名	結果
1	報告第9号	専決処分の報告について	報告
2		議会改革調査特別委員会の中間報告について	報告

	議案番号	《請願・陳情》件名	経過	結果
1	陳情第4号	離婚後の親子の面会交流に関する法整備と支援を求める意見書について	教育民生委員会付託	採択
2	陳情第5号	「ニッポン一億総活躍プラン」を実践するシルバー人材センターへの支援要望について	総務財政委員会付託	採択
3	陳情第7号	豊見城城址公園内の河川改修について(要請)	経済建設委員会付託	採択
4	陳情第9号	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心、安全の介護保障を国の責任で実現するよう求める陳情書	教育民生委員会付託	採択
5	陳情第10号	介護保険制度の見直しに対する陳情書	教育民生委員会付託	採択
6	陳情第11号	「無料低額診療事業の保険薬局への拡充を政府に求める意見書」提出を求める陳情書	教育民生委員会付託	採択
7	陳情第12号	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める陳情書	教育民生委員会付託	採択
8	陳情第13号	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める陳情書	教育民生委員会付託	採択

	議案番号	《意見書・決議》件名	経過	結果
1	意見書案第4号	沖縄県の市町村国保に対する財政支援を求める意見書	即決	原案可決
2	意見書案第5号	別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書	即決	原案可決
3	意見書案第6号	「要介護1・2」の「一部保険給付からの除外」を中止し、安心・安全の介護保障を求める意見書	即決	原案可決
4	意見書案第7号	介護保険制度の見直しに対する意見書	即決	原案可決
5	意見書案第8号	無料低額診療事業者等の保険薬局への拡充を政府に求める意見書	即決	原案可決
6	意見書案第9号	貧困をなくし、子どもの未来を保障する対策を求める意見書	即決	原案可決
7	意見書案第10号	子どもの医療費助成への「罰則」廃止と、国の制度化を求める意見書	即決	原案可決
8	意見書案第11号	オスプレイの重大事故・飛行再開に関する意見書	即決	原案可決

別居・離婚後の親子の断絶を防止する法整備に関する意見書

我が国では、離婚に伴う子どもの親権・監護権争いを優位に進めるために、婚姻中における一方の親の同意なしでの「子どもの連れ去り」別居とその後の「親子引き離し」が後を絶たない。一方の親は、自らの同意なく他方の親に不当に子どもを連れ去られ、裁判においては継続性の原則の下で親権・監護権を奪われ、面会交流が認められず、愛する我が子と全くの断絶状態となってしまう。このような親が多数存在し、その苦しきのあまり自殺してしまう事例も確認されている。

一方的な子どもの連れ去り・引き離しは、子どもの成長に長期間にわたり悪影響を及ぼす非人道的行為であり、欧米の先進国では誘拐や児童虐待となるのに対して、我が国では法的な制限がなく、かつ裁判所が監護の継続性を重視するあまり、先に監護を始め、これを継続している事態を法的に追認していることから生じている。子どもが両親から愛情と養育を受け続けることは、子どもの健全な発達にとって好ましく、長期的に「子ども最善の利益」に資することとなる。

よって本市議会は国に対し、離婚や別居による悲惨な親子関係の断絶状態を解消及び防止するため、次の事項を盛り込む法整備と関連する諸施策の拡充を強く求めるものである。

記

1 子どもの連れ去りの禁止

同意なく子どもを連れ去った場合には、子どもを速やかに元の場所に戻し、養育について話し合うこと。子どもを速やかに元の場所に戻すことに応じない場合には、子どもを連れ去られた親に暫定監護権を与えること。

(※ただし、児童虐待やDV等の事情がある場合等には、特別な配慮がされなければならない。)

2 面会交流の拡充

児童虐待防止の観点からも、親子が離れて暮らしている場合には、面会交流の権利性を明確化し、頻繁かつ継続的に離れて暮らす親子が会えることとすること。

3 フレンドリーペアレントルール（友好親原則）の導入

主たる養育親の決定はフレンドリーペアレント（他方の親により多くの頻度で子を会わせる親）ルールによるものとする。

4 養育計画の作成義務化

共同養育計画の作成を離婚時の義務とし、離婚の成立要件とすること。子どもと離れて暮らす親との面会・養育の義務化（特段の事情が無い場合）及び養育費を取り決めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日
沖縄県 豊見城市議会

あて先 内閣総理大臣、法務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長